

# 法人税還付による過払金債権者の救済に関する一考察

松 嶋 康 尚

## 一 はじめに

周知のごとく、最高裁判所第二小法廷判決平成一八年一月一三日（民集六〇巻二号一頁）及び同年のいわゆる貸金三法（利息制限法、貸金業法、出資法）の改正<sup>①</sup>（貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律・平成一八年二月二〇日法律第一一五号）等により、消費者金融会社に対し過払金返還請求が著しく増加した。返還請求の増加は貸金業者の経営を圧迫し、旧武富士をはじめ、多くの消費者金融会社が倒産・組織再編により姿を消していった。

上記最高裁判決及び貸金三法の改正前においては、大手の消費者金融業者は、それだけ貸付債権額も多額となり、債務者から受け取った制限超過利息も多いものであった。また、収益も高収益となり、それに応じて多額の納税をしていた。

そのような状況に対して、上記最高裁判決及び貸金三法の改正後においては、過払金返還額が急増し、赤字が累積していく事態となった。それにより消費者金融会社の財務体質も悪化し、返還する過払金の原資も無くなっていた。そのような状況下で過去の法人税の申告の適法性を疑問視し、多額の法人税の還付を請求する訴訟が起こされ、最高裁の判断（その詳細は二で考察する。）も出されたところである。

本稿では、この最高裁の判断を基とし、過払い利息に対する法人税の還付による過払い金債権者救済について検討してみたい。<sup>(2)(3)</sup>

検討にあたっては、消費者金融会社が、下記に紹介する裁判例のように、経営が破綻し、過払金債権の原資となるような財産が他に無いような会社であることを前提とする。

## 二 制限超過利息と更正の請求に関する二件の税務訴訟

検討に先立って、上記に触れた通り、法人税の還付に関する最高裁の判断を見てみたい。

制限超過利息等に係る収益の額を益金の額に算入して計算した所得の金額を課税標準とした法人税の申告について、これに対応する本件各事業年度の益金の額を減額して計算（以下、「過年度損益修正」）すると納付すべき法人税の額が過大となったとして更正の請求をしたことに関し、代表的な税務訴訟が二件挙げられる。

便宜上、最高裁判所平成二七年四月一四日第三小法廷決定（税務訴訟資料二六五号順号一二六四七）を「第一裁判」、最高裁判所令和二年七月二日第一小法廷判決（民集七四巻四号一〇三〇頁）を「第二裁判」と呼ぶこととする。

この二件の税務訴訟は、制限超過利息等を減額する旨の更正の請求を行ったという点については共通する。しかし、法人税の申告をした消費者金融会社が更生手続中であつた（第一裁判）か、破産手続中であつた（第二裁判）かにより、原審である高裁の段階では判断が分かれていた。

第一裁判の高裁判決（東京高判平成二六年四月二三日・税務訴訟資料二六四号順号一二四六〇）においては、以下のよう  
に判示し控訴を棄却した。

「前期損益修正の処理は、法人税法二二条四項に定める公正処理基準に該当すると解される一方、本件更生会社について、これと異なり過年度所得の更正を行うべき理由があるとはいえず、通則法二三条一項一号に該当するものは認められず、本件更生会社が納付した法人税について法律上の原因がないともいえない」。

これに対し第二裁判の高裁判決（大阪高判平成三〇年一月一九日・民集七四巻四号一一二二頁）は以下のように判示し、請求を認容した。

「当裁判所は、控訴人が本件破産会社についてした本件会計処理は法人税法二二条四項にいう『一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（公正処理基準）』に合致するものであり是認されるべきであつたから、結果的に、本件申告に係る納税申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定（法人税法二三条四項）に従つておらず、同納税申告書の提出により納付すべき税額が過大であつたことになり、通則法二三条一項一号に該当するところ、本件破産手続において本件破産会社が本件過払金返還債権一に係る不当利得返還義務を負うことが確定判決と同一の効力を有する破産債権者表の記載により確定し、その結果、破産会社に生じていた経済的成果が失われたか又はこれと同視できる状態に至つたと解されることにより、本件申告に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎

となった事実と異なることが確定したというべきである(通則法二三条二項一号)から、同確定の日から二か月以内にされた本件各更正の請求は理由があり、これに理由がないとした本件各通知処分はいずれも違法であると判断する。」

第一裁判については、上告理由が受理すべきものとは認められないとして棄却されている(前掲最決平成二七年四月一四日)ため、原審の判断のとおりとされている。

これに対して第二裁判においては、最高裁は原判決を破棄し、被上告人の控訴を棄却する旨の自判をした(最判令和二年七月二日民集七四卷四号一〇三〇頁)。判旨は以下のとおりである。

「(1)一般に、企業会計においては、会計期間ごとに、当期において生じた収益の額と当期において生じた費用及び損失の額とを対応させ、その差額として損益計算を行うべきものとされている。そして、企業会計原則は、過去の損益計算を修正する必要が生じても、過去の財務諸表を修正することなく、要修正額を前期損益修正として修正の必要が生じた当期の特別損益項目に計上する方法を用いることを定め(第二の六、同注解二二)、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(平成二二年一二月四日企業会計基準第二四号)も、過去の財務諸表における誤謬が発見された場合に行う会計処理としては、当該誤謬に基づく過去の財務諸表の修正再表示の累積的影響額を当期の期首の残高に反映するにとどめることとし(二二項)、同会計処理が認められる誤謬の範囲を当初の財務諸表作成時に入手可能な情報の不使用や誤用があった場合に限定している(四項⑧)。企業会計原則等におけるこれらの定めは、法人の損益計算が法人の継続的な経済活動を人為的に区切った期間を単位として行われるべきものであることを前提としており、過去の損益計算を遡って修正することを予定していないものと解される。」

法人税法も、事業年度（法人の財産及び損益の計算の単位となる期間で、法令で定めるもの又は法人の定款等で定めるもの等（一三条））における所得の金額を課税標準として課税することとし（二一条）、確定した決算に基づき各事業年度の所得の金額等を記載した申告書を提出すべきものとしており（七四条一項）、国税通則法も、当該申告書の提出による申告をもって、当該事業年度の終了時に成立した法人税の納税義務につき納付すべき税額が確定することとしている（二五条二項三号、一六条一項一号及び二項一号）。

このように、法人税の課税においては、事業年度ごとに収益等の額を計算することが原則であるといえるから、貸金業を営む法人が受領し、申告時に収益計上された制限超過利息等につき、後にこれが利息制限法所定の制限利率を超えていることを理由に不当利得として返還すべきことが確定した場合においても、これに伴う事由に基づく会計処理としては、当該事由の生じた日の属する事業年度の損失とする処理、すなわち前期損益修正によることが公正処理基準に合致するといふべきである。

(2) 法人税法は、事業年度ごとに区切って収益等の額の計算を行うことの例外として、例えば、特定の事業年度に発生した欠損金額が考慮されずに別の事業年度の所得に対して課税が行われ得ることに対しては、青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し（五七条）及び欠損金の繰戻しによる還付（八〇条）等の制度を設け、また、解散した法人については、残余財産がないと見込まれる場合における期限切れ欠損金相当額の損金算入（五九条三項）等の制度を設けている。課税関係の調整が図られる場合を定めたこのような特別の規定が、破産者である法人についても適用されることを前提とし、具体的な要件と手続を詳細に定めていることからすれば、同法は、破産者である法人であっても、特別に定められた要件と手続の下においてのみ事業年度を超えた課税関係の調整を行うことを原則としている

ものと解される。そして、同法及びその関係法令においては、法人が受領した制限超過利息等を益金の額に算入して法人税の申告をし、その後の事業年度に当該制限超過利息等についての不当利得返還請求権に係る破産債権が破産手続により確定した場合に前期損益修正と異なる取扱いを許容する特別の規定は見当たらず、また、企業会計上も、上記の場合に過年度の収益を減額させる計算をすることが公正妥当な会計慣行として確立していることはうかがわれな  
いことからすると、法人税法が上記の場合について上記原則に対する例外を許容しているものと解することはできない。このことは、上記不当利得返還請求権に係る破産債権の一部ないし全部につき現に配当がされ、また、当該法人が現に遡って決算を修正する処理をしたとしても異なるものではない。

そうすると、上記の場合において、当該制限超過利息等の受領の日が属する事業年度の益金の額を減額する計算をすることは、公正処理基準に従ったものということはできないと解するのが相当である。

(3)これを本件についてみると、本件各事業年度に制限超過利息等を受領したAが、これを本件各事業年度の益金の額に算入して行った本件各申告はもとより正当であつたといえるところ(最高裁昭和四三年(行ツ)第二五号同四六年一月九日第三小法廷判決・民集二五卷八号一一二〇頁参照)、上記(2)で述べたところによれば、その後の事業年度に本件債権一が破産手続において確定したことにより、本件各事業年度に遡って益金の額を減額する計算をすることは、・・・中略・・・公正処理基準に従ったものといえることはできない。

したがって、上記の減額計算を前提とする本件各更正の請求が国税通則法二三条一項一号所定の要件を満たすものでないことは明らかである。

以上と異なる原審の判断には、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反がある。論旨はこれと同旨をいうも

のとして理由があり、原判決は破棄を免れない。」

この第二裁判の最高裁判決が出されたことにより、高裁で判断が分かれていた破産手続き・更生手続きの違いによる過年度損益修正の取り扱いについて、両者に違いが無いことが確認されたこととなった。

以下、上記二つの裁判を基に、税務訴訟を用いた過払金債権者の救済について検討する。

### 三 前期損益修正と更正の請求

#### (一) 更正の請求

更正の請求（国税通則法二三条）とは、確定申告等によっていったん確定した課税標準等または税額等を自己に有利に変更すべきことを税務署長に求めることである。<sup>(4)</sup> これに対して申告等の内容を自己の不利益に変更する申告を修正申告という。<sup>(5)</sup>

納税者の権利救済機会拡大のため、平成二三年一二月改正により、修正申告の期間、更正の請求の期間、増額更正、減額更正の期間が原則的に五年に統一された（従前は更正の請求の期間は一年であった）。

この点については、更正の請求の期間を課税権の除斥期間に一致させたことは、首尾一貫した立法措置として肯定的にとらえられている。<sup>(6)</sup>

更正の請求には、通常の更正の請求と、後発的理由による更正の請求とがある。

法人税還付による過払金債権者の救済に関する一考察（松嶋）

(1) 通常の更正の請求

国税通則法二三条一項においては、納税申告書を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が国税に関する法律の規定に従っていなかったこと又は当該計算に誤りがあったことにより、納付すべき税額が課題であった場合には、法定申告期限から五年以内に限り、税務署長に対し、その申告にかかる課税標準等又は税額等につき更正をすべき旨の請求をすることが出来ると規定されている(国税通則法二三条一項一號)。これが「通常の更正の請求」である。なお、地方税法にも同様の規定がある(地方税法二〇条の九の三第一項)。

当該申告書に記載した純損失等の金額が過少であるとき、又は当該申告書に純損失等の金額の記載がなかったとき(この場合には法定申告期限から一〇年以内)、当該申告書に記載した還付金の額に相当する税額が過少であるとき、又は当該申告書に還付金の額に相当する税額の記載がなかったときも同様の取り扱いである(国税通則法二三条一項二號・三號)。

更正の請求は、納税申告により既に確定した税額が過大であるときなどに、納税者が税務署長に対しその是正を請求する権利(請求権)を行使する手続にとどまり、それ自体、税額を是正し確定させる効力を生じない。このように税額を確定させる効力がない点で、前述の修正申告と異なる。これは、修正申告と同様に納税者に対して税額等を確定させる変更権を与えた場合には、それが修正申告と異なり減額修正であることから、国税の徴収の安定が得られないばかりか、悪質な納税者によって徴税回避が行われるおそれがあることによるとされている<sup>⑦</sup>。

更正の請求を設けた法の趣旨からすると、申告が課題であった場合には、他の救済手段によることは原則として許されず、更正の請求によらなければならず、要素の錯誤により課題に申告した場合も更正の請求によりその是正を図

るべきであり、また、減額の更正を求める訴えも許されないと解されている。<sup>(9)</sup>

(2) 後発的理由による更正の請求

国税通則法二三条二項において、納税申告書を提出した者又は決定を受けた者は、二項所定の各号に該当する場合には、それぞれ当該各号に定める期間において、その該当することを理由として更正の請求をすることが出来ると規定されている。

これを「後発的理由による更正の請求」と言う。後発的理由及び更正の請求が出来る期間について、同条同項においては、次のように定められている。

一 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に関する訴えについての判決（和解等を含む）により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したときは、その確定した日の翌日から起算して二ヶ月以内（国税通則法二三条二項一号）

二 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に当たってその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされていた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る国税の更正又は決定があつたときは、当該更正又は決定のあつた日の翌日から起算して二ヶ月以内（国税通則法二三条二項二号）

三 その他当該国税の法定申告期限後に生じた上記一、二に類する政令で定める「やむを得ない理由」があるときは、当該理由が生じた日の翌日から起算して二ヶ月以内（国税通則法二三条二項三号）

上記三の「やむをえない理由」につき、国税通則法施行令において次の五つを列挙している（国税通則法施行令六条一項）。

- ① その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実のうちに含まれていた行為の効力に係る官公署の許可その他の処分が取り消されたこと
  - ② その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る契約が、解除権の行使によつて解除され、若しくは当該契約の成立後生じたやむを得ない事情によつて解除され、又は取り消されたこと
  - ③ 帳簿書類の押収その他やむを得ない事由により、課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき帳簿書類その他記録に基づいて国税の課税標準等又は税額等を計算することが出来なかつた場合において、その後当該事情が消滅したこと
  - ④ 我が国が締結した所得に対する租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約に規定する権限のある当局間の協議により、その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等に関し、その内容と異なる内容の合意が行われたこと
  - ⑤ その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となった事実に係る国税庁長官が発した通達に示されている法令の解釈その他の国税庁長官の法令の解釈が、更正又は決定に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決に伴つて変更され、変更後の解釈が国税庁長官により公表されたことにより、当該課税標準等又は税額等が異なることとなる取り扱いを受けることとなつたことを知つたこと<sup>10)</sup>
- 国税通則法以外にも個別の税法において後発的理由による更正の請求の特例が規定されているものがある。具体的な例として、所得税法六三条、一五二条、一五三条、法人税法八〇の二、八二条、相続税法三二条、消費税法五六

条等の規定が挙げられる。

後発的理由による更正の請求は、各税法のそれぞれの特有の事情に基づき各税法で規定されていたに過ぎなかったが、昭和四三年七月の税制調査会「税制簡素化についての第三次答申」に基づき、各税法に共通的に適用されるべき事由については国税通則法で規定することとされ、昭和四五年改正において、規定された。

後発的理由による更正の請求の趣旨は、一旦適法に成立した課税関係がその後の後発的事情によつてその課税の前提となつた経済的成果の基因たる私法上の事実関係に変動が生じた場合に、変動後の事実関係に適合せしめたるための納税者の救済措置制度である<sup>11)</sup>。

上記の制度趣旨から、更正の請求の制限として納税者の予測可能性（申告時には予測し得なかつた事由が生じたこと）、帰責性（その予測できなかつたことについて帰責事由がないこと）の二つが挙げられている<sup>12)</sup>。また、通常の更正の請求の期間内に更正の請求をしなかつたことにつき「やむを得ない理由」がある場合を加える判例もある<sup>13)</sup>。

今回の検討においては、制限超過利息等についての不当利得返還請求権に係る破産債権が、その後の破産手続において確定したことをもつて、本件各更正の請求が通則法二三条一項及び二項所定の要件を満たすか、つまり、不当利得返還請求権の確定に基づく会計処理に誤りがあつたか否かということになる。

## (二) 前期損益修正の会計処理と法人税法

法人税法の会計処理に関する代表的な規定として法人税法二二条が挙げられる。法人税法二二条は、内国法人の各事業年度における所得の金額の計算上、当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、

資本等取引以外の取引に係る当該事業年度の収益の額とするものとし（二項）、当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、当該事業年度の費用及び損失の額とするものとした上で（三項）、当該事業年度の収益並びに費用及び損失の額は、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準（いわゆる「公正処理基準」）に従って計算されるものとする旨を定めている（四項）。

この法人税法二二条四項は法人税法簡素化の一環として昭和四二年に設けられた。法人の各事業年度の所得の計算が「原則として」企業利益の算定技術である企業会計に準拠して行われるべきことを定めた基本規定であり、法人の利益及び所得は共通の概念であるため、企業会計及び税務会計を別個独立の者とするという二重の手間を避ける意味で、企業会計準拠主義を採用したものであるとされている<sup>14</sup>。

今回の検討において、消費者金融会社の会計処理が公正処理基準に従っていたか否かに関していうと①制限超過利息の益金該当性、②過払い金が確定した場合の返還に際の会計処理についてどのように処理するべきであったかという点が問題点となる。以下、順次検討していく。

(1) 利息制限法所定の制限利率を超えて支払われた利息の会計処理について

上記に述べたとおり、法人税法二二条二項は「益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資本等取引以外の取引に係る当該事業年度の収益の額とするもの」と規定している。

過払利息を受け取った際の消費者金融会社側の会計処理についての税務上の取り扱いであるが、第二判決で引用されている最高裁判決<sup>15</sup>において、次の通り判示されている。

すなわち、制限超過利息等が現実に收受された場合、「課税の対象となるべき所得を構成するか否かは、必ずしも、

その法律的性質いかんによって決せられるものではない。当事者間において約定の利息・損害金として授受され、貸主において当該制限超過部分が元本に充当されたものとして処理することなく、依然として従前どおりの元本が残存するものとして取り扱っている以上、制限超過部分をも含めて、現実に收受された約定の利息・損害金の全部が貸主の所得として課税の対象となるものというべきである。これに対し未収の場合、「利息制限法による制限超過の利息・損害金は、その基礎となる約定自体が無効であつて、約定の履行期の到来によつても、利息・損害金債権を生ずるに由なく、貸主は、ただ、借主が、大法院判決「筆者注・最高裁昭和三九年一月一八日大法院判決・民集一八巻九号一八六八頁、最高裁昭和四三年一月一八日大法院判決・民集二二巻一二号二五二六頁」によつて確立された法理にもかかわらず、あえて法律の保護を求めることなく、任意の支払を行なうかも知れないことを、事実上期待するにとどまるのであつて、とうてい、収入実現の蓋然性があるものといふことはできず、したがつて、制限超過の利息・損害金は、たとえ約定の履行期が到来しても、なお未収であるかぎり、「筆者注・昭和四〇年法律第三三三号による改正前の」旧所得税法一〇条一項にいう『収入すべき金額』に該当しない」ものとされている。

つまり、既収分については経済的利益が担税力を認め得る程度に支配享受された状態にあるとして課税対象となるが、未収分については課税所得を構成しない。

以上のことからすると消費者金融会社が当初行つた収入に関する会計処理については正当な税務処理といえる。問題となるのはその後の事業年度において過払金を返還する場合の会計処理であり、以下検討していく。

## (2) 過払い金の返還の際の処理について

過年度の収益に変更が生じた場合の取り扱いについて、法人税実務では下記のような取り扱いがある。

法人税基本通達2-2-16は、「当該事業年度前の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）においてその収益の額を益金の額に算入した資産の販売又は譲渡、役務の提供その他の取引について当該事業年度において契約の解除又は取消し、返品等の事実が生じた場合でも、これらの事実に基づいて生じた損失の額は、当該事業年度の損金の額に算入するのであるから留意する。」と定めている。

企業会計においては、企業会計原則等に書かれているわけではないがその前提となる考え方として会計公準と呼ばれるものがある。代表的なものは「企業実体の公準」「継続企業の公準（ゴーイング・コンサーン）」「貨幣的評価の公準」の三つの公準である<sup>17</sup>。法人税法における課税所得計算は、上記「継続企業の公準」により、当期において生じた収益と費用・損失を対応させ、所得はその差額概念として測定されるということが建前となっている。そしてこの場合における損益の認識は、民事上の契約関係等の法的基準のみに依拠するものではなく、経済的観測に重点を置いて当期で発生した損益の測定を行うものであり、このような観点からすれば、契約解除等に伴う損失を当期の損失として処理することは当然であり、既往の課税関係を修正しないという考え方の論拠もその点に依拠するとされている<sup>18</sup>。

本稿の検討の対象としている消費者金融会社は経営破綻している会社を前提としているため、上記法人税基本通達2-2-16が前提としている「継続企業の公準」には当てはまらない会社である。この点が会計処理に影響を与えるかについて、更生手続き中の会社である上記第一判決の高裁判決において以下のように判示されている。「前期損益修正の処理は、法人税法二三条四項に定める公正処理基準に該当すると解される一方、本件更生会社について、これと異なり過年度所得の更正を行うべき理由があるとはいえず、・・・、本件更生会社について、更生会社一般において特段の手当がされていない前期損益修正の処理と異なる処理を行うべき理由は見いださし難い」（その後最高裁におい

て、上告棄却・不受理決定がされている（前掲最決平成二七年四月一四日）。

第二判決の原審は破産会社には継続企業の公準が妥当しないと見て、遡って修正する処理を認めたため、同じ高裁判決で判断が分かれる結果となっていた。第二判決によって破産手続き・更生手続きの違いによる過年度損益修正の取り扱いに違いが無いことが確認され、その点からすれば実務上の混乱は避けられることとなった。

また、先の収益に関する検討をしたところで述べた通り、判例・実務は、課税の対象となるべき所得を構成するか否かは、必ずしも、その法律的性質いかんによって決せられるものではなく、経済的利益が担税力を認め得る程度に支配享受された状態にあるか否かで判断すべきであるとされている。後から返還は決まったとしても制限超過利息を収受した時点では、消費者金融会社によって支配享受された状態であったという事実の間違いはないのであるから、その点からしても損益修正としてその確定した期に調整することが会計上妥当することとなる。ただ、課税の対象となる所得を上記の通り「支配享受された状態」にあるか否かで判断するとした場合、その利得が返還されればその返還された額に応じ、後発的事由による更正の請求をすることも可能となる余地も出てくるのではなからうか。

#### 四 過払金債権者救済の課題

第二判決である破産管財人の意図としては、本稿で検討しているとおり、更正の請求による還付金を破産債権者に対する配当の原資とすることにあつたのではないかと思われる<sup>19</sup>。第二判決の消費者金融会社にはおそらく返還するための資金が無く、制限超過利息を実際に返還していない以上、後発的事由による更正の請求の余地が認められないと

いうこととなる。この点、税金の還付を詐欺被害者救済の原資にした事案として、豊田商事の破産管財人であった弁護士による元従業員に対する不当利得返還訴訟により税金が還付された事案があつた。<sup>(20)</sup> 豊田商事による詐欺被害者と本件債権者を同列に扱って救済すべきかについては議論の余地があるかもしれないが、判例が「前期損益修正と異なる取扱いを許容する特別の規定は見当たらず」と判示していることからすると、過払金債権者の救済については、立法的解決を検討すべきであろう。<sup>(21)</sup> 立法的解決を考えるに当たっては、所得税法（六三条、一五二条、所得税法施行令二七四条）において事業廃止後においても遡って必要経費に算入できる特例があるところは法人税においても参考すべきであろう。<sup>(22)</sup>

なお、グレーゾーン金利の返還請求による損失に関し、日本公認会計士協会では平成一八年一〇月一三日付けで「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（業種別委員会報告第三七号）を公表しており、<sup>(23)</sup> そこにおいては「債務者等から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還の請求があり、決算日現在において、和解が成立する等により返還金額が確定している場合においては、当該返還金額は未払金として流動負債に計上されることとなるが、債務者等から利息制限法の上限金利を超過して支払った利息の返還の請求があるが和解に至っていないものが存在する場合及び請求はないが過去に返還実績がある等により今後返還の請求が見込まれる場合においては、当該見積返還額が引当計上されているか留意する必要がある。」とされている。

第二裁判は平成一七年度までの申告が訴訟の対象となっており、この「取扱い」が公表された後の決算において、消費者金融会社が利息返還損失引当金を計上していたのかまでは裁判資料では不明である。おそらく、その後の決算においては、引当金計上を通じて法人税法上の損金とすることにより法人税の軽減をしていたのかもしれない。

なお、平成二十二年一二月の企業会計基準第二四号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」<sup>24</sup>では、過去の誤謬の取り扱いについて示されている。ただ、そこに規定されているのは「過去の誤謬の修正再表示」であり、過年度の決算をやり直すことまでは求められていない（同会計基準二二、二二二、六三二～六八）。

## 五 結びに代えて

以上、検討してきたとおり、現行法の規定上、法人税の還付による救済は難しく、実務上も上記第二判決における「その後の事業年度に当該制限超過利息等についての不当利得返還請求権に係る破産債権が破産手続により確定した場合に前期損益修正と異なる取扱いを許容する特別の規定は見当たらず」という判示からすると、法人税の所得計算においては「前期損益修正」が原則であり、例外的処理をするに当たっては「特別の規定」が必要であるという考え<sup>25</sup>方の方ようである。当該判決の文言だけを読む限り、明文の規定が無い以上、過去に遡って更正の請求をすることが認められなくなったという印象を受ける。ただ、損失を当年度に損金算入しても救済が無理であれば、過去に遡って更正をすべきことを請求できるとするのが公正妥当な会計処理の基準であるという有力な考え方もある<sup>26</sup>。この判決においては、例外の許容には「特別の規定」が必須であるか否かまでは検討されていない。そのため、「特別の規定」が無くとも更正の請求をすることができる余地は残されているとも考えられる。ただ、その範囲については必ずしも明確でない。

上記三で触れた豊田商事事件の場合の債権者は詐欺被害者であり、救済の必要性は高いのではないかと考えられる。

過払金債権者の中には過払利息であることを認識した上であえて借入をした者もいれば、法的知識を全く持たず詐欺被害者と同様に考えられるような救済の必要性が高い者がいるかもしれない。救済の必要性が高い者のみを救済するとなると消費者金融会社から借りるに至った個別的事情を考慮する必要性も出てくることとなるが、救済に値する過払金債権だけを対象に集計し法人税の還付請求をするということは現実的ではないし、課税の公平性からも疑問が無いとはいえず、実務上も不可能であろう。結局法人税の還付で救済をはかると言うことであれば一律に救済することとなる。

また、制限超過利息を取っていた消費者金融会社の規模・形態も区々であり、税務統計上明らかになることはないであろうが、中にはまともに申告・納税をしていなかった業者もある可能性はあり、そのような業者から借りていた過払金債権者は、更正の請求による法人税還付スキームによっては救済されないこととなる。そのような業者から借入をした者の方が法的知識に乏しく、詐欺被害同様の状況にある者がいる可能性は否定できないところである。

過払金債権者の必要性だけでなく、債権者間の公平性という観点も考慮すると、法人税の還付を配当の原資に当てるのには限界もある。具体的な救済方法として他に何か考えられるかという点については今後の課題としたいが、本来的には上記一で触れた最高裁判平成一八年判決及び貸金三法の改正が行われた時点で国の方で「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」のような法律を用意すべきであったものと思われる。

(1) 貸金三法の改正経緯については、大久保拓也「債権に対する利息制限法の適用の可否と特段の事情」税務事例五四巻五号(令和四年)六九頁参照

- (2) 本稿は、拙稿「制限超過利息等についての不当利得返還請求権に係る破産債権が確定した場合において当該制限超過利息等の受領の日が属する事業年度の益金の額を減額する計算方法と一般に公正妥当と認められる会計処理の基準」税務事例五五巻一号（令和五年）九〇頁における議論を基に、理論的に過払金返還に関する議論を論文にしたものである。
- (3) 社債に対する利息制限法の適用の可否について検討したものととして、大久保Ⅱ埴原・前掲注(1)六五頁、松嶋隆弘「社債に対する利息制限法の適用の可否」判時二五二〇号（令和四年）一四三頁
- (4) 金子宏『租税法（第24版）』（令和三年・弘文堂）九六七頁
- (5) 金子・前掲注(4)九五九頁
- (6) 金子・前掲注(4)九六七頁。ただし、北野弘久（黒川功補訂）『税法学原論（第7版）』（平成二八年・勁草書房）二二三頁では、税額確定手続きである更正決定の期間が五年であることと、税額確定手続きではない更正の請求の期間が五年であることが同列でないことには留意を要するとされている。
- (7) 税務大学校講本『国税通則法（令和3年版）』一七頁（<https://www.nta.go.jp/about/organization/ntc/kohon/tuusoku/pdf/all.pdf>）
- (8) 金子・前掲注(4)九六八頁。同書においてはこれを抗告訴訟の排他性にならって、「更正の請求の原則的排他性」と呼んでいる。
- (9) 金子・前掲注(4)九六八頁
- (10) 五号は、平成一八年度税制改正により、新たに後発的事由に基づく更正の請求として加えられた規定である。
- (11) 武田昌輔編『DHCコンメンタール国税通則法』一四四一頁
- (12) 武田編・前掲注(11)一四四一頁
- (13) 最二小判平成一五年四月二五日・訟務月報五〇巻七号二二二一頁
- (14) 金子・前掲注(4)三五六頁
- (15) 最高裁昭和四六年一月九日第三小法廷判決・民集二五巻八号一一二〇頁

- (16) 三宅知三郎「本件判批」ジュリスト一五六四号（令和三年）九三頁
- (17) 論者によって名称が微妙に異なる場合もある。また、さらに公準を挙げる論者もいるようであるが、ここでは検討の対象とはしない。
- (18) 坂本左二渡辺淑夫監修『逐条詳解 法人税関係通達総覧』（昭和五四年・第一法規）三九八頁
- (19) 「本件コメント」金融法務事情二二五三号（令和三年）五一頁参照
- (20) 澤井裕「豊田商事事件をめぐる裁判例」関西大学経済論集三九巻四―五号（平成元年）三一頁
- (21) 豊田商事事件については、澤井・前掲注(18)二〇頁、北野弘久「豊田商事の破産と租税債権」商事法務一〇五三号（昭和六〇年）二六頁参照。
- (22) ただ、自然人は事業廃止後であっても個人としての活動があることには変わりがないが、法人の場合には事情が異なってくるため、所得税と同様にするのは限界があるのかもしれない。
- (23) 平成二四年五月一日に、改正貸金業法完全施行等の実務との整合性を図るために所用の改正が行われているが、引当金部分の文言については改正されていない。 [https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/37\\_4.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/37_4.html)
- (24) [https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/kakosyusei\\_1-1.pdf](https://www.asb.or.jp/wp-content/uploads/kakosyusei_1-1.pdf)
- (25) 木山泰嗣「本件判批」税理六三巻一一号（令和二年）一一二頁
- (26) 金子・前掲注(4)九七三頁、中里実「貸金業者の過払金返還と納付済み租税返還の法的可能性」NBL九八五号（平成二四年）二六頁